

【保管場所使用権原疎明書面（自認書）】の記載例

留意事項

- この書面は、自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出に係る車庫が自己所有の土地又は建物の場合に作成するものです。
- 「証明申請」とは、自動車を運輸支局に登録する場合に必要な自動車保管場所証明申請のことです。
- 「届出」とは、軽自動車を新たに取得した場合又は保管場所証明書の交付を得た車庫又は届出済みの車庫を変更した場合に行う自動車保管場所変更届出のことです。

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請 届出 に係る保管場所である **土地・建物** は、私（当法人）の所有であることに間違いありません。

麹町 警察署長 殿

提出日又は記載日(おおむね提出日の数日前)を記載してください。

令和7年 12月 1日

〒(100-8974)

住所 千代田区霞が関2-1-2

電話 03-3581-0141

氏名 警察 太郎

宛先(提出先)は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。

記載上の留意点

- 保管場所証明申請の場合
→「証明申請」
- 保管場所届出の場合
→「届出」
に○印を付けてください。

- 保管場所である土地が
- 1 自己所有の場合
→「土地」
 - 2 土地・建物の両方が自己所有の場合
→「土地」・「建物」の両方に○印を付けてください。
 - 3 保管場所である車庫が、建物と一体となって建造されている場合(ビルトイン車庫等)は、「建物」に○印を付けて付けてください。
 - 4 共有の場合は、「自認書」のほかに、他の共有者全員の使用承諾証明書を添付してください。(自認書の余白に記載できる場合は、その部分に連記することができます。)

- 同じ駐車場の駐車枠1番から3番までを保管場所とする申請を3台同時に行う
- 自宅の車庫を保管場所とする届出を2台同時に行うといった、場所の表示(○市×町△丁目□番◎号)が同一となる保管場所に複数の自動車を保管する申請・届出を同時に行う場合には、自認書は1通の提出で済みます。

申請者又は届出者御自身の情報を記載してください。